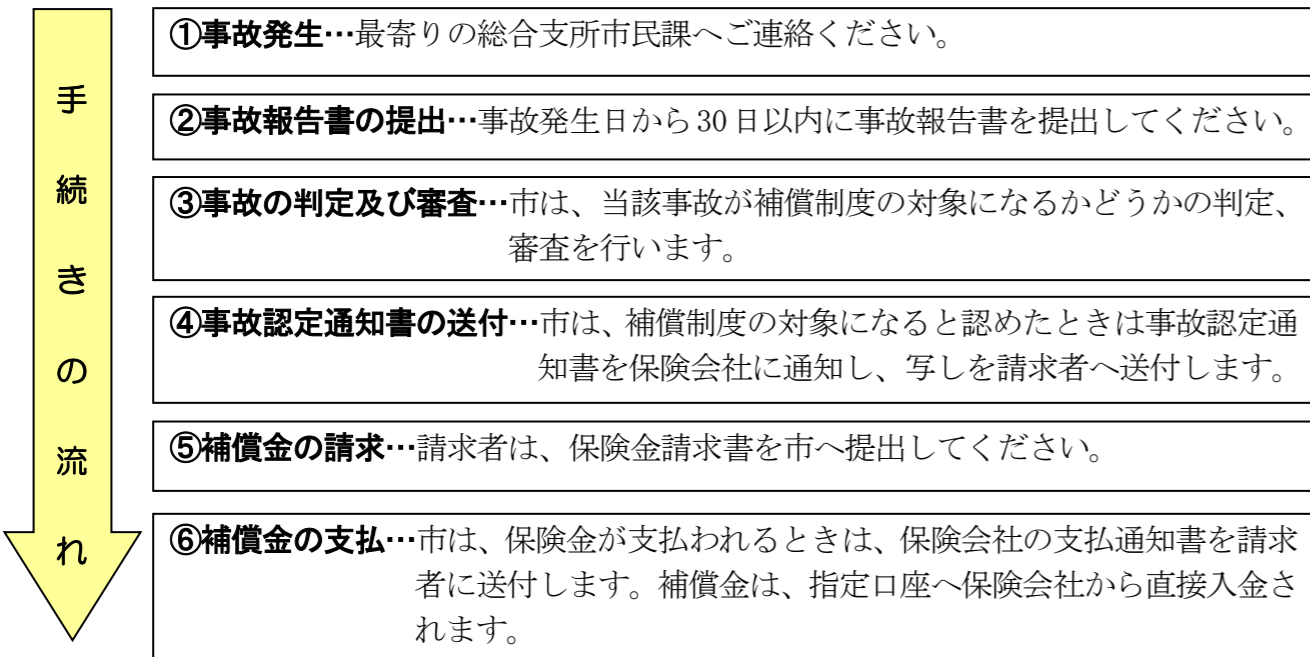


登米市市民活動総合補償制度における事故発生時の主な手続きの流れ



※事故の内容によって手続きが異なる場合があります。

事故発生時の連絡・問い合わせ先



この手引きは、補償制度の概要をまとめたものです。ご不明な点がございましたら市民協働課又は最寄りの総合支所市民課までお問い合わせください。

総合支所	住 所	電話番号
迫総合支所市民課地域振興係	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1	0220-22-2213
登米総合支所市民課地域振興係	登米市登米町寺池目子待井381番地1	0220-52-5051
東和総合支所市民課地域振興係	登米市東和町米川字六反55番地1	0220-53-4111
中田総合支所市民課地域振興係	登米市中田町上沼字西桜場18番地	0220-34-2312
豊里総合支所市民課地域振興係	登米市豊里町小口前80番地	0225-76-4111
米山総合支所市民課地域振興係	登米市米山町西野字的場181番地	0220-55-2111
石越総合支所市民課地域振興係	登米市石越町南郷字愛宕81番地	0228-34-2111
南方総合支所市民課地域振興係	登米市南方町新高石浦130番地	0220-58-2112
津山総合支所市民課地域振興係	登米市津山町柳津字本町218番地	0225-68-3112

担当部署

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市まちづくり推進部市民協働課

電話：0220-22-2173 FAX：0220-22-9164

E-mail：shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

登米市協働キャラクター
とめ丸



登米市

市民活動総合補償制度の手引き

令和8年度版



安心して市民活動が行えます !!

年度の初めに更新した資料を公開しておりますので、市公式ホームページをご確認ください。

登米市市民活動総合補償制度とは

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう支援するため、登米市では市民活動総合補償制度を設けています。保険料は、登米市が負担し保険会社と契約を行いますので、市民の皆さんが事前の加入や登録の手続きを行う必要はありません。

この補償制度は、自治会や市民活動団体、その他市民活動に従事する方が、公益的な活動中に誤って第三者の身体や財物を負傷させた場合や、自身がけがをしてしまった場合などの不慮の事故を救済するためのものです。ただし、この補償制度の対象外になる場合もありますので、活動の計画段階でご確認いただくことをおすすめします。

対象になる方

市内を拠点として継続的、自発的に市民活動を行う個人や団体で、公益的な活動を行うサービスの提供者です。例えば、レクリエーション活動の場合、運営等スタッフ（サービスの提供者）は対象になりますが、出場者・応援者等（サービスの受益者）は対象になりません。

対象になる市民活動

◎市内を拠点として継続的、自発的に行う社会貢献活動で、無報酬*で行う公益性のある活動

*無報酬とは労働の対価を得ていないことをいい、昼食代、交通費の実費程度は報酬に含みません。

◎市が市民活動とみなした事業や行事で、市民が無報酬で参加する活動

(参考) 対象になる活動例 (活動の内容や目的によっては対象にならない場合もあります。)

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	レクリエーション活動、成人講座など
2 社会福祉・社会奉仕活動	福祉施設での援護活動、配食サービスなど
3 青少年健全育成活動	非行防止パトロール、子ども会活動など
4 社会貢献活動への参加・手伝い	ボランティア活動、防災訓練など
5 地域社会活動	町内清掃活動、婦人会活動、防火・防犯活動、歩道の除雪作業など

補償制度の対象にならない主な活動例	具体例
	宗教・政治・営利を目的とした活動、園児・児童・生徒を対象とした学校行事、災害救助活動等の緊急時の活動、趣味として行うスポーツ活動や文化活動、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動など

注意：1 この補償制度は、全ての事故を対象とするものではありません。また、補償も一定水準のものであるため、必要に応じて民間の保険等に加入してください。特にスポーツやそれに類する事業の場合は、民間の保険等への加入をおすすめします。

2 市で契約する他の補償制度が対象になる場合は、そちらが優先されます。

補償の内容

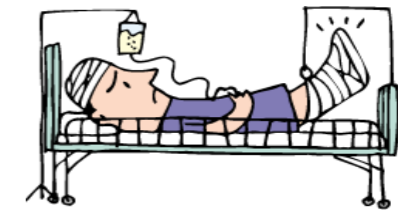
◇賠償責任補償

市民活動中に、従事する人が、第三者の身体・財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

区分	内容	補償金支払限度額	免責金額 (自己負担額)
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき 6,000万円 1事故につき 2億円	1事故につき 1万円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき 1,000万円 ※受託物は 100万円	

※賠償責任補償の対象にならない主なもの

- ・故意によるもの
- ・交通事故など車両によるもの
- ・同居の親族に対するもの
- ・地震、津波などの天災によるもの
- ・その他、保険約款等で定めるもの



◇傷害補償(特約)

市民活動中に、従事する人が、急激かつ偶然な事故によってけがを負った場合や、熱中症・日射病・細菌性食中毒と診断された場合に補償します。

区分	内容	補償金支払限度額
死亡補償	当該事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき	1名につき 300万円
後遺障害補償	当該事故を原因として180日以内に後遺障害が生じたとき	1名につき9~300万円 (後遺障害の程度による)
入院補償	当該事故を原因として入院して治療を受けたとき(事故の日から180日以内)	1名につき 1日につき2,000円(180日を限度)
通院補償	当該事故を原因として通院したとき(事故の日から180日以内)	1名につき 1日につき1,500円(90日を限度)

※傷害補償の対象にならない主なもの

- ・故意のけが
- ・自殺行為や犯罪行為、闘争行為によるけが
- ・むち打ち症
- ・無資格運転や酒酔い運転によるけが
- ・腰痛で他覚症状のないもの
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるけが
- ・その他、保険約款等で定めるもの

事故報告書の提出

事故が発生した場合、まずは最寄りの総合支所市民課へご連絡ください。その後、事故発生日から30日以内に事故報告書、活動内容及び事故の状況等が把握できる資料、写真等を提出してください。理由無く事故報告が遅れた場合、補償金が支払われない場合がありますのでご注意ください。